

告 示

埼玉県告示第八百九十五号

埼玉県手数料条例（平成十二年埼玉県条例第九号。以下「条例」という。）第四条第二号の規定により、令和四年埼玉県告示第八百九十四号（令和四年度後期技能検定の実施）により公示する技能検定に係る条例別表産業労働部の項第十二号金額の欄イに規定する手数料（在校生（知事が別に定める者をいう。）が三級を受検する場合の手数料を含む。）を、同告示第五号イの規定にかかわらず、次のとおり減額する。

令和四年九月二日

埼玉県知事 大野元裕

次に掲げる要件のいずれにも該当する者に係る手数料については、九千円を減額する。

- 一 二級又は三級の実技試験を受検すること。
- 二 令和四年四月一日において二十五歳未満であること。
- 三 実技試験受検申請日（郵送で申請する場合にあっては、消印日）において雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）第四条第一項に規定する被保険者であること。
- 四 出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）別表第一の上欄の在留資格をもって在留する者でないこと。